

様式第 3 号（第 8 条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 7 月 2 4 日

福島県会津農林事務所長 馬場 岳志

工事番号	第 2 6 - 3 6 2 4 0 - 0 0 2 0 号
工 事 名	特定管水路等特別対策 0 8 0 1 工事 高寺地区
質 問 事 項	
1. 金抜設計書の相違、疑問点について ① 新設管路工－土工で、SP 床堀りの数量が SP 土砂等運搬数量より少ない点 ② 1 号排泥工－弁類保護工、マンホール工、放流柵工で、図面上は 1 号マンホールとなっていると思われますが、斜壁塊・直壁塊 1200、900 が特 1 号マンホールとなっている点 ご確認の上ご教示願います。 2. 鋼製継輪について 設計図－管割図(2/2)の注意事項に既設管に接続するとの記載があります。次年度施工箇所との接続（No. 12+2.8 の 2 箇所、No. 21+11.8 の 1 箇所）は設計書に記載されておりませんが既設の鋼製継輪を使用して接続するのでしょうか。 3. 仮設工について 交差点拡張（西ブロック）や、待避所（東ブロック）、作業ヤード（傾斜部）等の作業は敷鉄板を設置しての施工となっておりますが、県道上郷舟渡線からの出入口となる農道がとても狭く大型車輛の出入りが困難と思われます。又、西ブロック区間等、施工区間が長い場合工事車輛のバックでの走行も厳しいと思われますので、待避所の追加や施工箇所との並列な仮設道路設置等の設計変更は、協議の上可能でしょうか。 4. 準備工について 西ブロック No. 8～No. 16 の施工箇所に隣接する法面の木の枝が垂れ下がっていたり、傾斜部の草木等で、バックホウでの掘削作業が困難と思われる箇所がありますが、協議の上、伐木・枝払い等の変更は可能でしょうか	

5. 管路工について

- ① 現地視察したところ、落差のある法面部の施工でありますので施工機械の変更が必要と思われます。変更対象と考えてよろしいでしょうか。
- ② 管路掘削施工（簡易土留め使用）におきまして、掘削幅 W=1.7m と設計図書に明記されておりますが、施工機械 0.28m³BH 及び運搬車両 4 t DT での施工の場合、簡易土留め上部に敷鉄板を設置しなければ機械や運搬車両を跨ぐことが出来ないと考えます。また、敷鉄板を設置するとした場合に簡易土留め天端と G L が平らでなければならないため、布設管（φ 600）と簡易土留めのサポートがあたることも想定されますが、変更可能でしょうか。

6. 見積単価について

公表されております見積単価につきまして、使用されている単価の根拠を確認させてください。当該単価は、S 単〇号表のどの項目を適用されているのか、号数および名称の詳細をご教示ください。

回 答 事 項

1.

- ① 掘削土運搬数量には、通常掘削分と土留工での施工分が含まれます。土留工部分の掘削数量は土留工施工単価に含まれるため、床堀と運搬数量が合わなくなっています。
- ② 斜壁塊及び直壁塊の採用単価に誤りがありました。
閲覧図書の「kinnuki002」を修正しました。電子閲覧システムに掲載しておりますのでご確認ください。

2. 接続箇所（No. 12+2.8 の 2 箇所、No. 21+11.8 の 1 箇所）については、本工事の対象外のため施工方法は記載していません。

3. 福島県工事請負契約約款 第 18 条に基づき協議の対象とします。

4. 福島県工事請負契約約款 第 18 条に基づき協議の対象とします。

5. ①②とも福島県工事請負契約約款 第 18 条に基づき協議の対象とします。

6. 施工単価表等の資材計上箇所の資材名を確認してください。（見積資材一覧の名称と完全に一致しないのは、略称の関係によるものです。）